別記第１号様式（第５条）

木更津市高齢者見守りネットワーク事業覚書

　木更津市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、木更津市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する高齢者見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）の実施に関して、要綱第５条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的趣旨）

第１条　この覚書は、甲と乙が協力し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者に対する見守りを行うことにより地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

２　この覚書は、前項の目的を達するため、事業の実施に関し、要綱に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第２条　甲と乙は、見守り活動の実施にあたって、相互理解による高い信頼関

係と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるよ

うその体制の確立に努めるものとする。

（事業の内容）

第３条　乙は、日常の活動において、地域の高齢者に対し、対象者を限定せず

監視的ではない「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合

に、甲へ連絡を行うものとする。

２　前項の連絡については、日常業務に支障のない範囲内で行うことができ、連絡に係る費用は、乙の負担とする。

３　異変とは、日常生活において明らかに不自然な状況であることとし、具体的には郵便物・新聞などの管理状況、雨戸の開閉状況、室内電灯の夜間使用状況、徘徊の疑い、怒号、その他通常生活との違いがあることをいう。

４　乙から連絡を受けた甲は、乙より提供された情報と、甲の業務にて蓄積された対象高齢者の情報を照らし合わせた上で、甲が対象高齢者の状況を確認する。

５　甲は、対象高齢者への支援等が必要と判断したときは、速やかに支援等に係る活動を実施するものとする。

６　乙の高齢者に対する見守りに係る情報は、異変を確認した際の状況等を含

むものとする。

（見守り協力者名簿への登録）

第４条　甲は、この覚書の締結をもって乙を見守り協力者名簿に登載するもの

とする。

　（公表）

1. 甲は、乙の名称等を見守り協力者として、甲のホームページ等により

公表する。ただし、乙が公表を希望しない場合は、この限りでない。

　（免責）

第６条　乙は、第３条第１項の規定による連絡ができなかった場合又は遅れた場合であって、高齢者世帯等に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

　（個人情報の保護）

第７条　甲と乙は要綱第６条の規定に基づき、事業に関して知り得た個人情報を、この事業の目的以外に利用、漏洩してはならない。また、この事業の協力事業者でなくなった後も同様とする。

（協議）

第８条　この覚書に定めのない事項は、その都度甲乙協議の上に決定するもの

とする。

　（有効期間）

第９条　この覚書の有効期間は、覚書締結の日から　　　年　　月　　日まで

とする。

２　前項の期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がない

場合は有効期間を１年更新するものとし、その後も同様とする。

　（本覚書の破棄）

第１０条　乙は、甲に対する申入れによって、本覚書を破棄することができる。

２　甲は、乙が事業に協力するにあたり要綱若しくは本覚書の規定に違反した

とき、又は不適当な事由があると認めるときは、乙に対して申入れにより本

覚書を破棄することができる。

この覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

甲

乙